# 原子力防災Q&A

### Q 1. 原子力災害ってなんですか?

A. 原子力発電所において、事故が発生すると放射性物質が放出される場合があり被ばくするおそれがあります。放射性物質は、目に見えず匂いもしないため、原子力災害は風水害等とは異なり身体への影響の程度や、またどのように行動すればよいか自ら判断することは困難です。

このため、国、宮城県及び登米市からの正確な情報に従い、落ち着いて行動 することが大切です。



宮城県「原子力防災の手引き」より

# Q2. 女川原子力発電所で事故が発生した場合はどうしたらいいですか?

A. 登米市では、「原子力災害時における避難計画」を策定しています。その避難計画に基づき、防災行政無線やコミュニティFM、市民メール等により、市民皆様へ事故の状況及び対応についてお知らせします。市民皆様はその情報により行動して下さい。基本的な行動は屋内に避難することです。

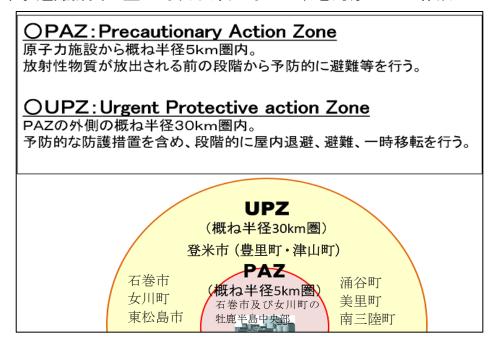
(本編5ページ~)

# Q3. 避難計画はどの地区を対象に作成されていますか?

A. 原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、東京電力福島第一原子力発電所事故の前は、原子力発電所から8~10km圏とされていましたが、福島第一原子力発電所の事故では、この範囲を超えて避難等が必要になりました。この教訓をふまえ「原子力災害対策指針」で、概ね30km圏(UPZ)に拡大しました。(本編2ページ)

これに伴い、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画も30km圏(UPZ)の範囲について策定することになっています。

登米市で概ね30kmの範囲(UPZ)に該当するのは、豊里町及び津山町となります。避難計画は豊里町及び津山町の全域を対象として作成しています。



### Q4. UPZでは、いつ避難するのですか?

A. 豊里町・津山町 (UPZ) の市民が行う基本的な避難行動は、<u>屋内退避</u>をして、放射性物質の影響をできるだけ回避することです。

さらに、放射性物質が環境中に放出され、空間放射線量率が一定以上に上昇 した場合には、他の地域へ避難や一時移転などを行います。

※屋内退避及び避難・一時移転等の防災行動の開始については登米市からその 都度迅速にお知らせします。(本編7ページ~)

# Q5、屋内退避とはなんですか?

A. 原子力災害時における基本的な避難行動で、屋外にいる人は速やかに自宅 内や近隣公共施設内に入ることです。

これは、放出された放射性物質が通過する時に屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するためで、建物内に退避することによって、放射性物質からの放射線量を低減できることや放射性物質の体内への取り込みを低減することで、放射線の影響をできるだけ回避することができます。

(本編 10 ページ)

※「屋内退避」を行う必要がある場合は、事前に「屋内退避準備情報」をお伝えします。これは、屋内退避を行うために、屋外にいる人は自宅や近隣の公共施設に行くことで、「屋内退避」の情報が伝えられたら速やかに屋内に入ってください。(本編22・23ページ)

#### 【屋内退避の留意点】

- ①外から帰ったら顔や手を洗いうがいをしてください。
- ②着替えをし、着替え た服等はビニール 袋に入れて下さい。
- ③換気扇、エアコン等 を止めてください。
- ④ドアや窓は閉めて ください。
- ⑤食品にはふたをし たりラップをして ください。
- ⑥テレビ、ラジオ、防 災行政無線、携帯電 話等のメール配信、 広報車両等による情 報に注意して下さい。



宮城県「原子力防災の手引き」より

- ※登米市では登米コミュニテイエフエム放送(76.7MHz)でも提供します。
- ※登米市メール配信サービスは、屋内、屋外及び悪天候時でも状況を問わず情報を得ることができる手段ですので登録をお願いします。(本編 22 ページ)

# Q6、どこに避難するのですか?

A. 豊里町及び津山町の市民皆様が避難となった場合は、あらかじめ「原子力災害時における避難計画」において、各行政区の単位で登米市内の避難所へ避難できるよう定めていますので、指定されている避難所へ避難して下さい。 (資料編1ページ~)

# Q7、段階的避難とはなんですか?

A. 事故が発生し、避難となった場合は、放射性物質の拡散状況により段階を踏んで避難を行います。まずPAZ(石巻市及び女川町の牡鹿半島中央部)の市民の皆様が避難を開始します。この時UPZ(豊里町、津山町)の市民の皆様は基本的には屋内退避となります。

次にUPZ(豊里町、津山町)の市民の皆様が避難となった場合でも、豊里町・津山町の全市民が一斉に避難するのではなく、空間放射線量を測定し、その数値が基準を超えた地域(行政区単位)から避難します。(本編8ページ)(避難のタイミング及び避難対象の行政区は登米市からお知らせします。)

#### Q8、どんな交通手段で避難したらいいの?

A. 自家用車を所有している方は基本的には自家用車での避難となります。この 時渋滞を緩和するためにできるだけ家族及び近所の方々と乗合せをお願いし ます。(本編11ページ)

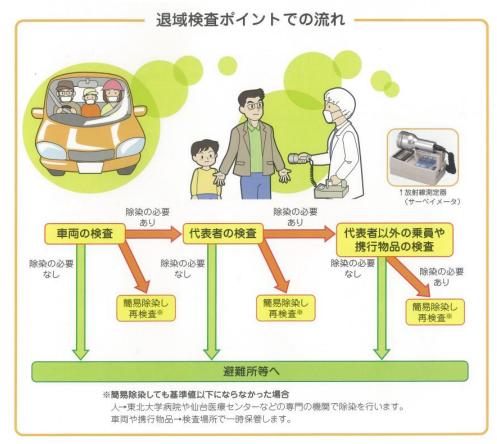
## Q9、私は車もなく、同乗させていただく方も近くにいません?

A. 自力での避難ができない人は登米市がバスを手配します。該当する人は事前 に申し出る必要があります。

また、要配慮者等は「登米市避難行動要支援者支援マニュアル」により、避難行動要支援者名簿に登録し、避難方法を個別計画に記載して下さい。 (本編 11 ページ)

### Q10、避難するときはどこを通ってもいいの?

- A. 避難する経路は避難計画に定めていますので、その経路で避難して下さい。 なお、避難経路上に設定している「退域検査ポイント」を経由して下さい。 (資料編2ページ~)
  - ・退域検査ポイントでは放射性物質が付着していないか検査を行います。
  - ・検査の結果、基準値を超えた場合は除染を行います。
  - ・退域検査ポイント ①登米町:登米総合体育館
    - ②米山町:河川防災ステーション



宮城県「原子力防災の手引き」より

#### Q11. 避難指示はどのように伝えられるのですか?

A. 原子力事故が発生し、緊急事態に至った場合に、国の原子力災害対策本部から緊急事態宣言を発し、市民皆様の避難について指示を行います。この避難指示は、国から宮城県及び登米市に伝達されます。

市民皆様へは防災行政無線、コミュニティFMラジオ、市民メール、また緊急時には広報車などで伝達しますが、市民皆様もテレビ、ラジオ等の報道等からも情報を得るようにしてください。(本編 22・23 ページ)

## Q12. 安定ヨウ素剤はいつ配布して、いつ服用するのですか?

A. UPZ圏内では、全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施した後、必要に応じて、避難や一時移転等の防護措置を講ずる際に緊急配布を行い、服用の指示に基づき服用することとしています。

服用の指示については、原子力規制委員会が必要性を判断し、その上で、原子力災害対策本部又は登米市が服用の指示を出すこととしています。

(本編 11 ページ)

※安定ヨウ素剤の配布場所等については、今後、宮城県及び登米市で調整することとしています。

#### Q13. 食料・飲料、生活用品が不足した場合は?

A. 登米市では、各種災害に対応するため一定程度の食料、飲料水等を備蓄しています。しかし、原子力災害による避難は長期になる場合も予想されますので、市民皆様においても備蓄を行うとともに、避難する際には備蓄品もご持参ください。



#### 自然災害への備えと同じですので、 日頃から準備しておきましょう!



#### 燃料にも備えを

避難や移動などに自動車を使わなければならない時、 「次にいつ給油できるのか」等がわからない状況に遭遇する可能性があります。 平時より燃料に余裕を持たせ、常に避難できる程度の残量を確保するように 心がけてください。



宮城県「原子力防災の手引き」より